

電波利用料の見直しに関する意見 検討課題：その他 電波利用料の免除について

1. 鬼北町の概要

愛媛県の南西部、人口 11,424 人、世帯数 5,112 世帯（平成 25 年 4 月 1 日現在）、面積 241.87 km² の町である。周囲を四国山地の 1,000m 級の急峻な山々に囲まれた典型的の中山間地域で、日本最後の清流といわれる四万十川の上流域に位置し、広見川、三間川、奈良川などいく筋もの河川が町内を縦横に流れ、その川沿いに国道、県道や町道が走り、山裾に集落が点在する。

当町は、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されており、今後 30 年以内に 60% 以上の確率で発生するといわれる東南海・南海地震の発生に備え、山間部の土砂災害対策、住宅密集地の地震による大規模火災対策、公共施設等の耐震化対策など地域の実情に応じた防災対策事業を推進している。今回の意見提出の発端となっているデジタル同報系防災行政無線の整備も、この防災対策事業の一環である。



鬼北町 Homepage

<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>

鬼北町 Facebook

<https://www.facebook.com/kihokukankou>

鬼北町ゆるキャラ

きほくん（写真左）、きじの助（写真右）

2. 鬼北町デジタル同報系防災行政無線整備事業の概要

- ①目的 大規模災害時の防災情報通信手段であり、被災地域の状況や避難場所等との正確な情報共有手段としても有効であるデジタル同報系防災行政無線を整備する。
- ②内容 親局1局（同一敷地建物内に子局1局を含む。）、中継局2局、子局110局（双方向送信・アンサーバック機能有）
- ③期間 平成24年度及び平成25年度
- ④場所 鬼北町全域
- ⑤費用 650,000千円
- ⑥財源 国土交通省 社会資本整備総合交付金（補助率1/2）及び過疎債
- ⑦背景 当町は、「IP告知放送システム」による有線での情報伝達環境を整備しており、通常の防災情報等は主にこれにより住民へ伝達している。しかしながら、先の東日本大震災の教訓等により、有線と無線とによる情報伝達環境の冗長化とでもいふべき整備が必要と考える。

【事業後】

- ⑧電波利用料見込 114局×31,800円×1/2（半額免除）
=1,812,600円（年額）
- ⑨電波利用見込 大規模災害がない限り訓練が主。（災害はないほうがよい。）

3. 防災行政無線の電波利用に対する「鬼北町」としての考え方

- ①IP告知放送システムの大規模災害時向けのバックアップ的存在
⇒情報伝達環境の冗長化。大規模災害時の利用。常設であるが限定的。
⇒東日本大震災の教訓を生かす必要がある。
- ②大規模災害時に、現場の住民に直接に対応できるのは、防災行政無線
⇒国の「専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局」という位置付けの電波利用（目的）とまったく変わらない。
⇒国と地方がともに災害対応に当たる必要があり、地方公共団体として、また、国の責務の一端を担う一地方組織として、電波利用する。
- ③「消防用、水防用」と「防災行政用」との相違はない
⇒災害時は、消防用・水防用・防災行政用関係なく災害対応のため防災行政無線を利用する。
⇒「防災行政用」において、消防及び水防の主力を担う消防団（＝水防団）及び自主防災組織との情報伝達を行う。
- ④免許人の受益
⇒防災行政無線は、町が直接に益を得るものではない。住民の財産・生命を守り、住民が益を得るもの。
⇒民間事業者がサービスするテレビ、携帯電話やインターネットの電波利用とは異なる。

4. 電波利用料に対する「鬼北町」としての意見（結論）

- ①防災行政無線に係る電波利用料は、全額免除とすべきである。
- ②「防災行政用」という免除の枠組の在り方について検討が必要。